

改正

平成29年3月10日条例第1号

平成30年12月26日条例第38号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第4条** 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
  - (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
  - (3) 市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務
- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第5条** 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月10日条例第1号抄)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

**附 則** (平成30年12月26日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第4条関係)

機関	事務
1 市長	浜田市福祉医療費助成条例(平成17年浜田市条例第124号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	浜田市乳幼児等医療費助成条例(平成17年浜田市条例第127号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

**別表第2** (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	浜田市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報(法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。) (2) 生活保護関係情報(法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。) (3) 外国人生活保護関係情報(生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に

		関する情報をいう。以下同じ。)
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
3 市長	浜田市乳幼児等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報
4 市長	市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、同表の第4欄に生活保護関係情報が掲げられている事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

**別表第3 (第5条関係)**

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの

改正

平成30年12月26日規則第47号

浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年浜田市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(福祉医療費助成関係事務)

**第2条** 条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 浜田市福祉医療費助成条例（平成17年浜田市条例第124号。以下「福祉医療費条例」という。）第6条に規定する福祉医療費医療証又は福祉医療費資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 福祉医療費条例第8条第1項に規定する福祉医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 福祉医療費条例第9条に規定する福祉医療費医療証又は福祉医療費資格証の資格の内容の変更又は喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(外国人生活保護関係事務)

**第3条** 条例別表第1の2の項に規定する規則で定める事務は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に定める事務とする。

(乳幼児等医療費助成関係事務)

**第4条** 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 浜田市乳幼児等医療費助成条例（平成17年浜田市条例第127号。以下「乳幼児等医療費条例」という。）第4条に規定する乳幼児等医療費受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 乳幼児等医療費条例第7条第1項に規定する乳幼児等医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 乳幼児等医療費条例第8条に規定する乳幼児等医療費受給資格証の資格内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(福祉医療費助成関係事務及びこれに利用する情報)

**第5条** 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 浜田市福祉医療費助成条例施行規則（平成17年浜田市規則第73号。以下「福祉医療費規則」という。）第5条第1項に規定する申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 当該申請に係る福祉医療対象者（福祉医療費条例第2条第1項に規定する福祉医療対象者をいう。以下同じ。）又は当該福祉医療対象者と同一の世帯に属する者に

係る市民税（浜田市税条例（平成17年浜田市条例第67号）第3条第1項第1号に掲げる市民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

イ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る生活保護実施関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「第2省令」という。）第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）

ウ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に係る生活保護実施関係情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

(2) 福祉医療費規則第5条の2第1項に規定する変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る福祉医療対象者又は当該福祉医療対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 福祉医療費規則第6条第1項に規定する更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る福祉医療対象者又は当該福祉医療対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 福祉医療費規則第7条第1項に規定する助成の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る福祉医療対象者又は当該福祉医療対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る福祉医療対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 福祉医療費規則第8条第2項に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る福祉医療対象者又は当該福祉医療対象者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

イ 当該届出に係る福祉医療対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出に係る福祉医療対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

（外国人生活保護関係事務及びこれに利用する情報）

**第6条** 条例別表第2の2の項に規定する規則で定める事務は、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に係る第2省令第19条各号に掲げる事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）とし、同項に規定する規則で定める情報は、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に係る当該各号に定める情報とする。

（乳幼児等医療費助成関係事務及びこれに利用する情報）

**第7条** 条例別表第2の3の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 浜田市乳幼児等医療費助成条例施行規則（平成17年浜田市規則第81号。以下「乳幼児等医療費規則」という。）第5条第1項に規定する申請に係る事実についての審

査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る乳幼児等（乳幼児等医療費条例第2条第1項に規定する乳幼児等をいう。以下同じ。）又は被保険者等（乳幼児等医療費条例第2条第4項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。）に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る乳幼児等又は被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 乳幼児等医療費規則第7条第1項に規定する申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る乳幼児等の生計維持者（乳幼児等医療費条例第2条第4項第2号に規定する乳幼児等の生計維持者をいう。）に係る市民税に関する情報

イ 当該申請に係る乳幼児等又は被保険者等に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る乳幼児等又は被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 乳幼児等医療費規則第8条第2項に規定する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る乳幼児等又は被保険者等に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る乳幼児等又は被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

（法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち同表の第4欄に生活保護関係情報が掲げられている事務及びこれに利用する情報）

**第8条** 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 第2省令第9条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 第2省令第19条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項若しくは第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報

(3) 第2省令第20条各号（第1号から第3号まで及び第8号を除く。）に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 第2省令第22条各号（第1号、第6号及び第8号を除く。）に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 第2省令第28条各号（第6号及び第10号を除く。）に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 第2省令第32条第1号及び第2号に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 第2省令第33条に定める事務 同条第3号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(8) 第2省令第35条に定める事務 同条第1号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(9) 第2省令第39条に定める事務 同条第1号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(10) 第2省令第44条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項若しくは第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給

に関する情報

(11) 第2省令第47条第1項各号（第1号を除く。）に定める事務（同条第2項の規定により準用する事務を含む。）当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(12) 第2省令第55条各号に定める事務 当該各号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

（外国人生活保護関係事務）

**第9条** 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務は、外国人生活保護関係事務とする。

（その他）

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成30年12月26日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。